

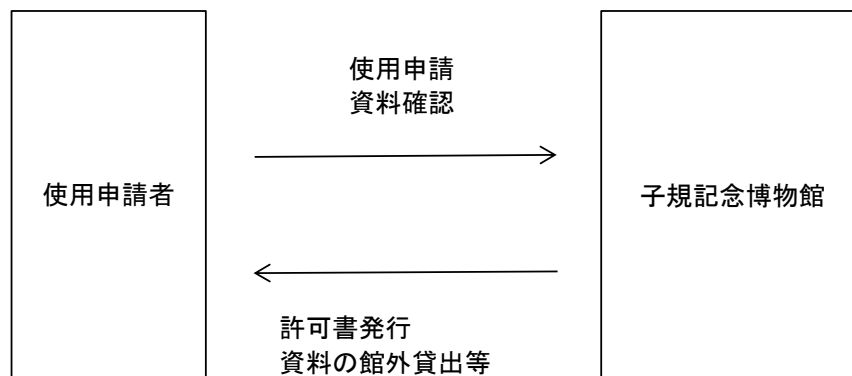
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 1

処 分 名	資料特別利用許可	
処 分 の 概 要	資料特別利用申請書の提出があった場合において、許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市立子規記念博物館条例(昭和55年条例第30号)	
条 項	第5条	
所 管 課	子規記念博物館	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	即日～7日	
標準処理期間	計	即日～7日
審査基準	松山市立子規記念博物館条例第9条、第10条の各号に該当しないことを基準とする。	
<p>【根拠法令等】</p> <p>○松山市立子規記念博物館条例 (不許可) 第9条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、会議室等の使用(特別利用を含む。以下同じ。)を許可しない。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 博物館若しくは付属施設又は博物館資料を損傷するおそれがあるとき。 (3) 管理運営上支障があると認めるとき。 (4) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。 (5) その他委員会が使用を不相当と認めるとき。</p> <p>(許可の取消し等) 第10条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、会議室等の使用を停止し、又は許可を取り消すことができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 使用許可の条件に違反したとき。 (3) 使用許可の申請事項に虚偽の記載があつたとき。 (4) 前条に規定する事由が生じたとき。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。